

山形県農林水産分野基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

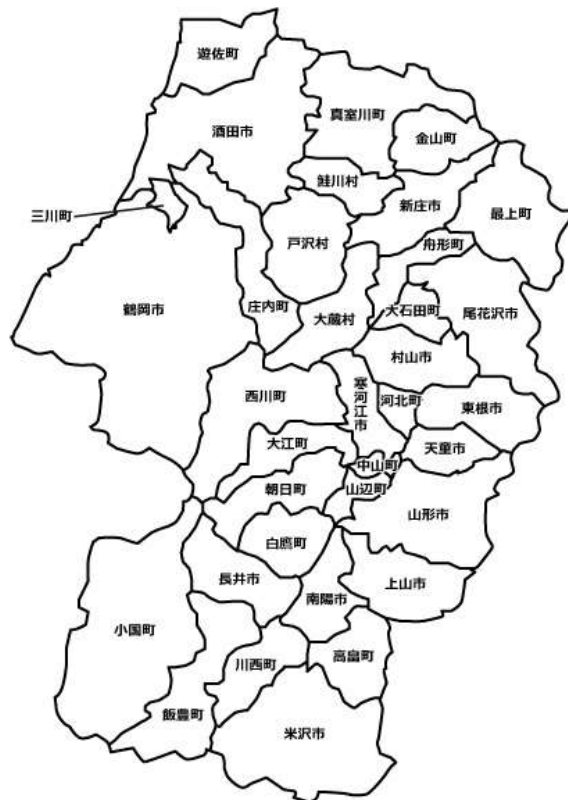
(1) 促進区域

設定する区域は、令和3年1月1日現在における山形県全域（山形県山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町）の行政区域とする。概ねの面積は93万2千ヘクタール程度である。

本区域は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣保護区、「自然公園法」に規定する国立公園、国定公園、県立自然公園、「自然環境保全法」に規定する県自然環境保全地域、その他の環境保全上重要な地域（特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、「自然環境保全法」に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（国指定）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区及び「自然再生推進法」に基づく自然再生事業の実施地域は、本促進区域内には存在しない。

(促進区域地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

ア 地理的条件

山形県は、東北地方の日本海側に位置し、夏季は高温で冬季は積雪が多く、蔵王、月山、鳥海山、吾妻山、飯豊山、朝日岳と日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれ、「母なる川」最上川が、米沢、山形、新庄の各盆地からなる内陸地域と庄内平野を中心とした庄内地域をつないで流れる、美しく自然豊かな県である。

また、メリハリのある四季が豊かな自然を生み出すとともに、古くからの出羽三山等の山岳信仰や草木塔に象徴される、人と自然との望ましい関わりを尊重する精神文化を背景に、人々の暮らす集落と農地や里山とが綾をなし、自然と人が調和する「東洋のアルカディア」、「もう一つの日本」と呼ばれている。

イ インフラの整備状況

〔交通〕

交通体系としては、広域的幹線交通網の整備が着実に進んでいる。

高速道路は、内陸部を縦貫する東北中央自動車道、日本海側を縦貫する日本海沿岸

東北自動車道、太平洋側と日本海側を結ぶ東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）の3路線がある。

東北中央自動車道は、平成31年4月に福島市から東根市までつながり、山形市、仙台市、福島市の南東北3県の県都が環状ネットワークで結ばれたほか、令和4年には新庄市までが、令和7年度には金山町までがつながる予定である。また、日本海沿岸東北自動車道は、令和8年度に秋田県境部のミッシングリンクが解消される予定である。この他、地域高規格道路の新庄酒田道路、新潟山形南部連絡道路も着実に整備が進んでいる。

鉄道は、内陸に奥羽本線、庄内に羽越本線が南北に縦貫し、陸羽西線、米坂線が肋骨状に両線を連絡している。また、陸羽東線と仙山線が太平洋側の東北本線と肋骨状に結んでおり、さらに、左沢線、フラワー長井線が奥羽本線から分岐している。

奥羽本線、羽越本線、仙山線、米坂線及び陸羽東線は、県外への連絡交通線としての役割を担い、陸羽西線は庄内地域と内陸地域を結ぶ唯一の鉄道であり、左沢線、フラワー長井線は地域内連絡交通線としての性格をもっている。

また、山形新幹線は、平成4年の開業以来、本県と首都圏を結ぶ大動脈となっており、平成11年には新庄まで延伸し、東京～山形間は約2時間半で結ばれている。

空路は、山形空港、庄内空港と2つの玄関口がある。山形空港は、令和3年1月現在、羽田便と名古屋便が1日2往復、大阪便が1日3往復、札幌便が1日1往復、運航している。また、庄内空港は、羽田便が1日4往復、成田便が1日1往復運航しており、利便性の高い交通ネットワークが形成されている。本県では、山形空港及び庄内空港への国際チャーター便の誘致に積極的に取り組み、令和元年には年間250便が運航した。

重要港湾である酒田港は、本県唯一の貿易港として重要な役割を果たしており、国際定期コンテナ航路は、毎週、韓国便1便、中国・韓国便3便が運航されている。国際コンテナ貨物量は、平成26年から平成29年まで4年連続で過去最高を記録し、現在も高い水準を維持し、本県の産業経済活動と広域交流活動を牽引している。

[農林水産関係]

農業では、未整備農地の効率的利用を図る水田の整備率は78.9%、ほ場整備率（30a以上）は76.9%と高い水準にあるものの、大区画（1ha以上）整備率は3.7%で全国平均を下回っている。本県では、水田農業の生産効率を高め、さらなる低コスト化を実現するための水田の大区画化と、農業所得向上の観点から収益性の高い園芸作物への転換を図るための水田畑地化を加速化することとしている。

林業では、令和2年12月現在、県内の林道は812路線の1,872kmであり、作業道は1,512.2kmとなっている。また、伐採適齢期を迎えている人工林は、平成30年度で約7万haとなっており、人工林面積全体（約12万5千ha）の約57%に及ぶ。人工林の総蓄積量は6,027万m³に達しており、さらに年間成長量（93万m³）が年間伐採量（約

27 万³）を大きく上回っていることから、林業、木材産業として利用可能な森林資源が豊富に存在している状況にある。

水産業では、本県の海岸線は 135km で全国 2 番目の長さであるが、沿岸には、鳥海山の湧水や最上川を始めとする数々の河川の恩恵を受けた豊かな漁場があり、沖合には飛島や数々の天然礁等が存在し、好漁場が形成されている。

ウ 産業の状況

〔工業〕

戦前から昭和 40 年代初めにかけて、それまでの地場産業が発展した形で、農業用機械、鋳物、ミシン、繊維、食料品など製造業の集積が見られた。昭和 40 年代半ば以降には、企業誘致に取り組んだ結果、電気機械、電子部品・デバイス等を中心に大手メーカーの立地が進むとともに、従来からの鋳物、ミシン関連産業等が、金型、メッキ、部品加工、組み立て加工などの基盤的産業へと成長を遂げ、電気機械・一般機械等を基軸とした産業集積が形成された。

近年では、県内の幅広い技術分野の企業集積を生かし、高付加価値なメイドイン山形のものづくり、県内企業の連携による成長期待分野（航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業）への参入が進んでいる。

また、有機エレクトロニクスの実用化の促進、慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究シーズからの新たな事業創出等、バイオテクノロジー関連産業の事業化や集積化を図る等、世界最先端技術を基にした産業群の形成が加速化している。

〔観光〕

蔵王、鳥海山、西吾妻山や出羽三山（羽黒山、月山、湯殿山）などの山岳や、全ての市町村に湧出する温泉、日本一の生産量を誇るさくらんぼや地域の伝統野菜などの農林水産物、個性豊かな酒蔵やワイナリーが育んだ県産酒などの豊かな食、受け継がれる伝統産業や世界に誇る先端産業などの産業観光など、豊富な観光資源を有しており、平成 30 年度の観光者数は、4,651 万人となり、過去最高を記録し、令和元年度も 4,531 万人と 4 年連続で 4,500 万人を超えた。一方、平成 30 年の延べ宿泊者数は 557 万人（全国 30 位）、客室稼働率は 51.2%（全国 39 位）、定員稼働率は 27.2%（全国 45 位）と全国平均を下回っている。

また、全国のインバウンドは大きく成長しており、令和元年の外国人延べ宿泊者数は過去最高の 1 億 1,566 万人を達成したが、東北地方は、185 万人（全国比 1.6%）と全国に比べ旺盛なインバウンド需要を取り込めていない状況にある。

なお、令和元年の本県への外国人旅行者数は 234,050 人、立寄り者数も含めた外国人旅行者数は 388,928 人となり、ともに 5 年連続で過去最高を記録している。

〔農林水産業〕

農林水産業については、豊かな自然の恩恵を受け、さくらんぼや米をはじめとした多彩で高品質な農産物の産出や、豊富な森林資源の活用により、本県の基盤産業として発展してきた。

特に、明治時代には現在の多くのブランド米のルーツとなった「亀ノ尾」が、大正時代には現在のさくらんぼの主力品種となった「佐藤錦」が本県篤農家によって開発・育成された。そのイノベーションの精神が脈々と受け継がれており、「つや姫」や平成30年度に本格デビューした「雪若丸」、「紅秀峰」や令和5年度に本格デビューを予定している「やまがた紅王」に代表されるオリジナル品種の開発と、卓越した生産技術により、消費者に信頼される高品質で多彩な農産物を全国に安定供給し、国全体の食料自給に貢献してきている。

また、林業では、戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎える中、大型集成材工場や木質バイオマス発電施設の稼働等を背景に県産木材の需要が増え、木材（素材）生産量が増加している。

さらに、水産業では、少量ではあるが多様性が特徴の庄内浜産水産物について、鮮度保持技術を活用した高付加価値化の取組みが進むなどして、高品質な水産物が県内外の市場に提供されている。

平成30年の本県の農業産出額は、前年から39億円増の2,480億円となり、全国12位となっている。中でも、米と果樹の栽培が盛んであり、平成30年の農業産出額では、米が835億円で全体の33.7%、園芸作物が1,263億円で50.9%を占めている。また、畜産は361億円で14.6%となっており、農業以外の産出額では、林業で126億円、水産業で28億円となっている。

農林水産業と農山漁村が育む食や景観は、地域が誇る魅力の源であり、県民は、先人のたゆまぬ努力によって発展し、脈々と受け継がれてきた農林水産業の営みから、安全・安心な食料の供給、農地や森林など県土の保全、伝統文化の継承、余暇の楽しみや教育の場の提供など、多くの恩恵を享受している。

エ 人口の分布の状況

本県の将来推計人口は年々減少傾向にあり、平成27年の112万人から令和27年には77万人となり31.3%減少する見込みである。さらに若年女性（20～39歳）においてはより顕著な減少傾向となっており、50.2%減少する見込みである。（図表1）

年齢別県外転入・転出者数を見ると、18～24歳の若者の転出超過が目立っており県全体の転出超過総数の67.7%となっており、若者の県外流出が県人口の減少の大きな要因となっている。（図表2）

就業人口においても年々減少しており、平成17年から平成27年までの10年間で総数は、8.1%減少しており、第1次産業は21.9%、第2次産業は14.3%減少している。

産業別就業人口の構成比をみると、第3次産業が過半数を占めており、近年その比率が拡大してきている。第3次産業では、卸・小売業の比率が最大だが、医療・福祉がこれに次ぐ規模となっている。(図表3)

[農林水産業関係]

(1) 農業

① 基幹的農業従事者

基幹的農業従事者は、平成22年から平成27年までの5年間で約6千人減少した。また、高齢化率(65歳以上の割合)は、約6割となっている。

② 新規就農者

県内の新規就農者は、平成21年度以前は毎年150人程度で推移してきたが、平成22年度以降は増加傾向であり、令和2年度調査では353人となり、現在の調査方法となった昭和60年度以降で最多となった。

(2) 林業

① 林業就業者

林業就業者は、平成25年から平成30年までの5年間で約19人減少(▲1.7%)し、30年には1,096人となった。

② 新規林業就業者

新規就業者は、平成24年度以降横ばいで推移し、平成30年度は60人となった。

(3) 漁業

① 海面漁業就業者数

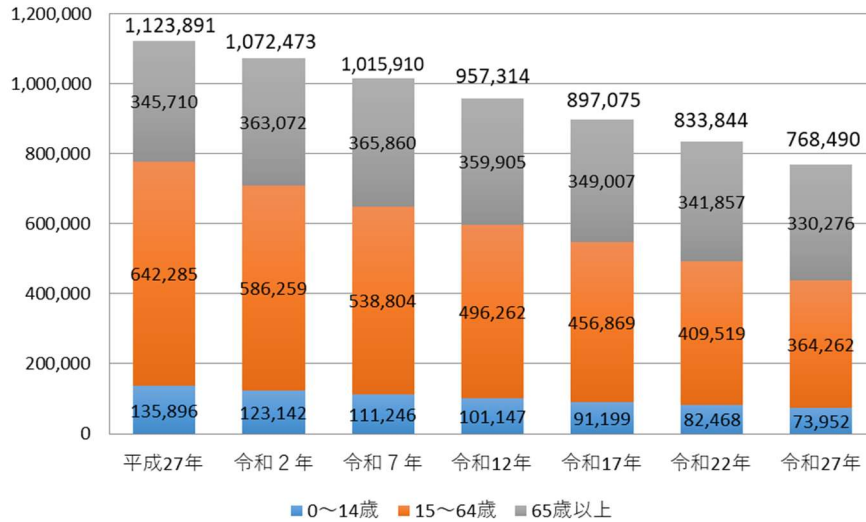
平成30年の海面漁業就業者は368人で、平成25年に比べ約106人減少(▲22.4%)した。

② 新規漁業就業者

平成28年以降、新規就業者は1桁で推移し、平成30年度は5人となった。

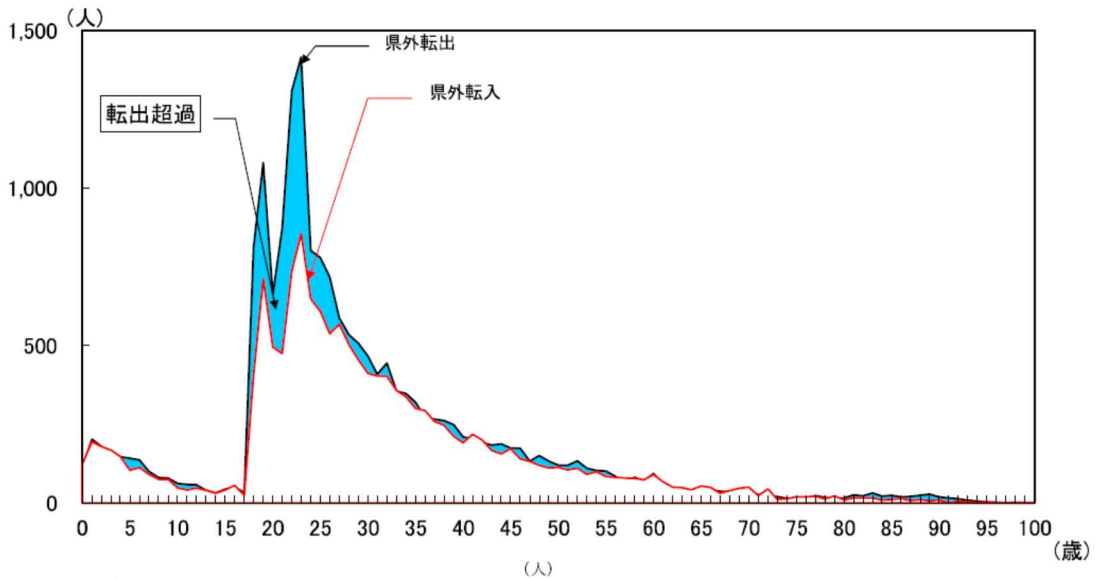
(図表1 山形県の将来推計人口)

山形県の将来推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

(図表2 年齢別県外転入・転出者数(平成30年10月～令和元年9月))

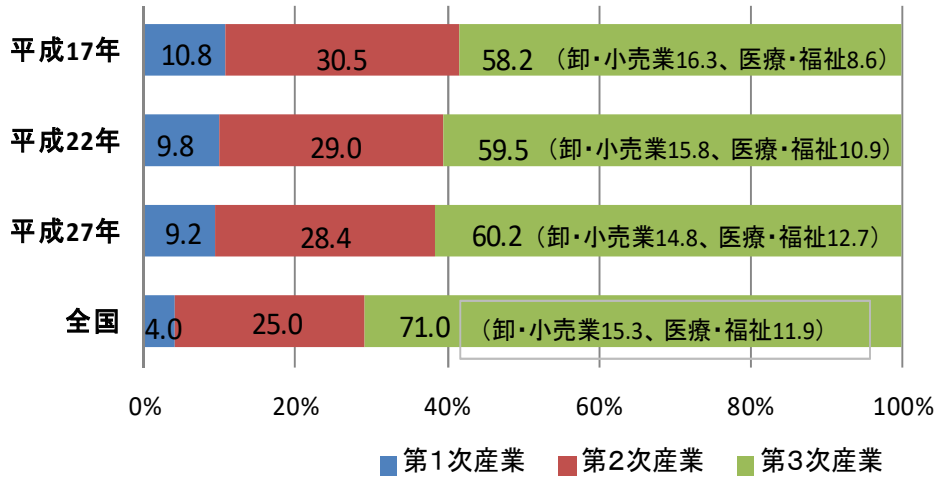


	県外転入	県外転出	転出超過
18歳	406	813	△407
19歳	712	1,081	△369
20歳	495	663	△168
21歳	474	872	△398
22歳	736	1,309	△573
23歳	855	1,416	△561
24歳	648	802	△154
計	4,326	6,956	△2,630

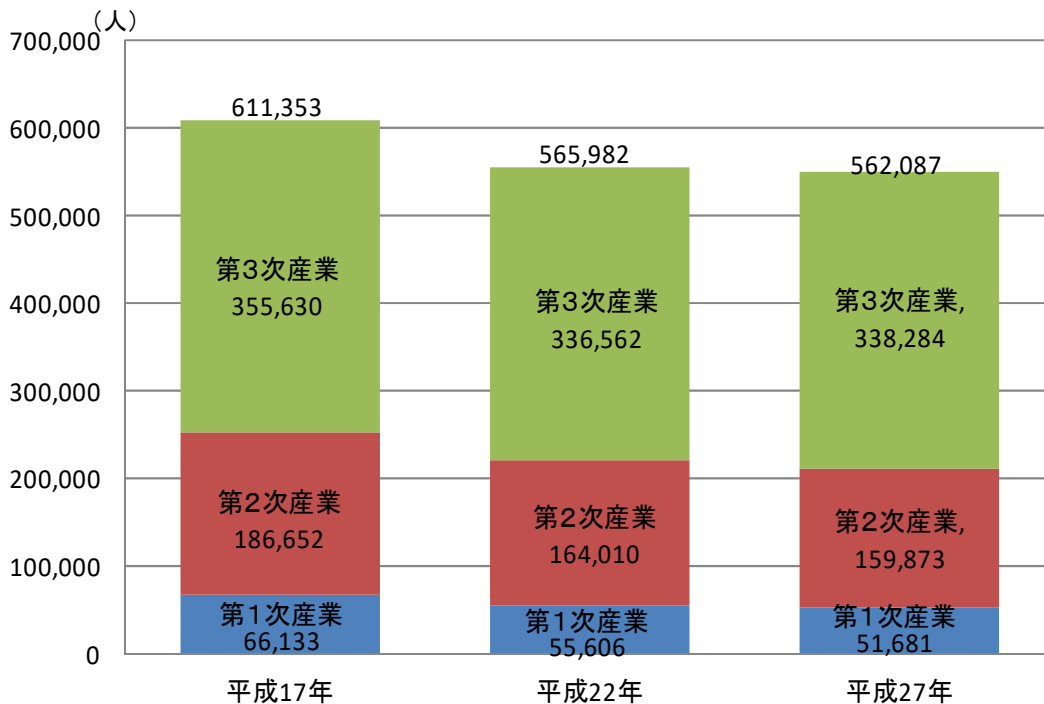
資料「山形県の人口と世帯数」
調査期間：平成30年10月～令和元年9月

(図表3 産業別就業人口及び構成比の推移)

産業別就業人口の構成比の推移



産業別就業人口の推移



資料：総務省「国勢調査」※総数には「分類不能」の産業を含む。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県では、山形ならではの個性と多様性を持った本県の農林水産業と農山漁村の特色を活かしながら、山形県農業基本条例（平成13年10月県条例第52号）が目指す「活力ある農業県」を実現するため、概ね10年間の本県農林水産業と農山漁村が目指すべき方向と施策展開の方針等を明らかにする「山形県農林水産業振興計画」を、また、同計画の実行計画として、「第3次農林水産業元気再生戦略」を平成29年3月に策定した。同戦略では、「地域の豊かさを支え、高いブランド力で国内外に展開する農林水産業」を共通目標に掲げ、ブランド化や生産性の向上等による競争力の高い農林水産業経営を実現することで、若者が産業としての魅力を感じ、多様な農林漁業者一人ひとりが豊かさを実感できる農林水産業を目指すこととしている。

特に、本県の豊かな自然と確かな技術によって生み出されるブランド農林水産物を核として、高い生産性とブランド力をさらに磨き上げるとともに、6次産業化により新たな価値を創出することで、激化する産地間競争を勝ち抜く力を持ち、さらなる高みを目指して力強く発展する農林水産業を実現するため、本県農林水産物の生産、加工、流通等のための投資を促進し、県内経済の好循環を生みだしてきた。

このような取り組みの成果を受け、平成26年以降、本県の主要品目である果樹などの園芸部門を中心に本県の農業産出額は平成26年2,128億円から平成30年は2,480億円（+16.5%）に増加しており、米・園芸・畜産・林業の各部門において産出額を伸ばしている。

一方で、本県農林水産業が直面する課題には、人口減少・高齢化による担い手の減少、中山間地域等の農山漁村における耕作放棄地の増加などの集落機能の低下や、近年の記録的な大雨・大雪など頻発・激甚化する自然災害、豚熱等の発生などがある。

加えて昨年からの新型コロナウイルス感染拡大による生産・消費への影響（消費減退による農林水産物の価格低下、国産食材や食料安全保障への関心の高まり等）が懸念されており、SDGsを契機として求められる農林水産業の持続的な発展（環境に配慮した生産活動の推進、健康な食生活や持続的な生産・消費への関心の高まり）と併せて、本県農林水産業においても対応が求められている。

本県は、引き続きウィズ／ポストコロナ時代を見据え、本県農林水産業の更なる振興を図る必要があることから、第4次山形県総合発展計画、及びその実施計画（令和2年度から令和6年度）を令和2年3月に策定するとともに、現在、山形県農林水産業元気創造戦略（仮称）（令和3年度から令和6年度）の策定に向けた検討を進めている。

食料供給県やまがたの農林水産業の更なる発展と、高付加価値・ブランド力のある農林水産業の振興を通じ、生産者の所得増につなげていくことを実現できるように、前基本計画を継承して4つの地域特性及びその活用戦略を活かした「意欲ある多様な担い手の育成・確保」、「活気あるしなやかな農村の創造」、「魅力ある稼げる農林水産業の追求」、「「やまがた森林ノミクス」の加速化」、「水産業の成長産業化」など本県農林水産業の活力を本計画において、生み出していく。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
農林水産業に係る地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	376 百万円 (令和 7 年度)	—

(算定根拠)

1 事業所当たりの付加価値額 3,620 万円（山形県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサス活動調査（H28 年）×地域経済牽引事業 8 件×県産農林水産物を活用した事業がもたらす経済波及効果の波及効果倍率 1.3 倍。（波及効果倍率は、平成 27 年山形県産業連関表に記載のある逆行列係数（全産業平均）が 1.2413 であり、それを上回る地域経済牽引事業を生み出すため切り上げて 1.3 倍に設定した。）

【任意記載の K P I】

K P I	現状	計画終了後	増加率
農林水産分野に係る地域経済牽引事業の新規事業件数	—	8 件	—

(算定根拠)

計画期間中に 4 つの地域特性及びその活用戦略ごとに 2 件の地域経済牽引事業を創出。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の実施期間における付加価値創出額が、山形県の 1 事業所あたり平均付加価値額である 3,620 万円（経済センサス活動調査（平成 28 年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 10%以上増加すること。

(算定根拠)

令和2年7月31日「中長期の経済財政に関する試算」の実質GDP成長率の2024年ベースラインケース(1.7%)と成長実現ケース(2.3%)の平均となる年間2%以上を想定し、年間2%で計画期間5年間から算定。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は設定しない。

(2) 区域設定の理由

該当なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

① 【地域の特性】米、さくらんぼ、畜産物等の本県ブランド農産物

【活用戦略】農業分野

② 【地域の特性】豊富な森林資源(木材、特用林産物)

【活用戦略】林業分野

③ 【地域の特性】するめいか、庄内北前ガニ、ニジサクラをはじめとする本県水産物

【活用戦略】水産分野

④ 【地域の特性】果樹、米、畜産物等の県産農林水産物

【活用戦略】6次産業化

(2) 選定の理由

① 【地域の特性】米、さくらんぼ、畜産物等の本県ブランド農産物

【活用戦略】農業分野

山形県では、県土の72%を森林が占め、日本一の面積を誇るブナの原生林が育む滋養に満ちた水系が田畑を潤し、昼夜の温度差や先人が培ってきた土壌に加え、オリジナル品種の育成や高い生産技術により、日本を代表する米や果樹、畜産物が豊富に生産されている。

[米]

米の平成30年の産出額は835億円で、本県の農業産出額2,480億円の33.7%を占め、園芸品目に次ぐ基幹部門となっている。

我が国のおいしい米のルーツとなった「亀ノ尾」が、明治時代に本県の篤農家の手によって育成され、その「亀ノ尾」の系譜から、県農業総合研究センタ

一が十余年の歳月をかけて「つや姫」を育成した。平成 22 年にデビューした「つや姫」は、徹底した品質管理とブランド化戦略により、デビューからわずか 4 年で、新潟一般コシヒカリを上回る販売価格となり、平成 26 年産以降は、主要品種の中で魚沼産コシヒカリに次ぐ全国第 2 位の取引価格（令和元年産、魚沼産コシヒカリ 21,147 円/60kg、山形県産つや姫 18,347 円/60kg、新潟県産（一般）コシヒカリ 17,042 円/60kg）となっている。

また、平成 30 年には、「つや姫」の弟君として「雪若丸」が本格デビューした。全国的なブランド米競争の激化や米消費の減少という厳しい環境の中で、「つや姫」とは異なる特長や価格ポジションをアピールすることで、家庭用とともに中食等の業務用需要も徐々に増加し、作付面積も年々拡大（平成 30 年産 1,709ha⇒令和 2 年産 3,543ha）してきている。

さらに、令和 2 年度産米の農産物検査結果（令和 2 年 10 月 31 日現在）において、一等米比率が 94.8%と前年同期比で 3.9 ポイント高く、全国順位が初の第 1 位となり、本県産米の品質の高さが証明された。

今後、「つや姫」を牽引役に、「雪若丸」のブランド化を推進し、米どころ山形の評価向上を図るため、生産性の向上、生産から流通までの各段階における良食味、低コスト化のための投資などに係る地域経済牽引事業の創出を促進する。

〔園芸〕

園芸部門の平成 30 年の産出額は 1,263 億円で、本県の農業産出額 2,480 億円の 50.9%を占める最大の部門となっている。

本県の気象や土壌等の条件に適した強みのある果樹・野菜・花きの園芸品目が多数あり、特に、「紅秀峰」や「佐藤錦」等のさくらんぼ、「ラ・フランス」に代表される西洋なしは、全国 1 位の産出額を誇るほか、果樹全体でも全国 4 位の産出額となっている。

また、本県の園芸産出額は、農林水産業元気再生戦略の取組みが始まった平成 21 年から 10 年間で 1.5 倍となり、全国一の伸び率となっている。

一方、生産者の高齢化等に伴う担い手の不足、産地間競争の激化など、園芸をめぐる環境が変化している中、第 3 次農林水産業元気再生戦略では、園芸作物産出額 1,300 億円の達成を目標指標（目標年：令和 2 年）とし、本県の強みである果樹のブランド力の強化、水田フル活用による野菜等の大規模園芸団地化、次世代型施設園芸の導入により、園芸作物のさらなる拡大を目指している。

中でも、大規模園芸団地化は、スケールメリットを生かした効率的な機械化による低コスト生産が実現できるほか、栽培方法の統一により作業効率を高め、さらに、一定品質と市場が求める大きなロットが確保できることなど、生産・販売面でのメリットが大きく、収益力の高い園芸農業の実現には不可欠であることから、令和 2 年度までに、販売金額 1 億円以上の大規模園芸団地を 20 団地整備している。

また、本県が開発した国内最大級のさくらんぼ新品種「やまがた紅王」の早期ブランド化や G I 「山形ラ・フランス」の登録を契機とした、さらなるブランド力強化を図っていく。

農業者の所得向上を図り、本県農業の牽引役となっている園芸農業の発展、さらには「園芸大国やまがた」の実現に向け、大規模経営化と最先端技術の活用、新品種の導入によるブランド化の推進等により、園芸作物の生産拡大に係る地域経済牽引事業の創出を促進する。

[畜産]

本県には、総称山形牛や米沢牛に代表される県産和牛、銘柄豚、やまがた地鶏等のブランド畜産物がある。畜産による産出額は、平成30年に472億円となり、農林水産業を起点とする産出額全体の19.0%を占め、園芸、米に次ぐ本県農業の基幹部門となっており、規模拡大のための施設整備が進むなどして、1戸あたりの頭羽数は着実に増加している。

畜産は、中山間地域を含め、地域農業の活性化に寄与しているほか、飼料自給率の向上を通じて食料自給率の向上にも貢献している。さらに、生乳や牛肉、豚肉等の加工、流通面で関連産業の裾野が広く、さらに、収穫期等に労働力が集中することが多い他の農業分野に比べ、周年で安定的に労働力が必要とされることから、地域における雇用創出、地域経済の活性化にもつながっている。

一方で、他国との経済連携協定の広がりなど、国際化の進展に伴う安価な輸入畜産物の増加、子牛価格や輸入飼料価格の高止まりなど、厳しい状況が続いており、国内外の産地間競争は今後ますます激化していくことが見込まれている。そのため、担い手の育成・確保と生産基盤の強化により、経営体質の強化を進めていく必要がある。併せて、今後も小規模畜産農家の廃業は一定数見込まれるため、意欲ある畜産事業者の大規模化・企業経営化を支援する必要がある。

このことから、山形生まれ・山形育ちの畜産物の生産拡大と品質向上の取組みを進め、ブランド力を強化していくため、生産性向上や大規模化・企業経営化を推進する投資や、輸出先国の基準への対応も含めた食肉処理施設の整備・改修等に係る地域経済牽引事業の創出を促進する。

② 【地域の特性】豊富な森林資源（木材、特用林産物）

【活用戦略】林業分野

平成30年度時点で、本県森林のうち47%を占める民有林の約4割、約12万4千haがスギを主体とした人工林となっており、利用期の目安となる51年生以降の面積が約7万1千ha、人工林面積の約57%を占めている一方で、間伐等の森林の手入れが必要な16～50年生の面積は約5万3千haと、人工林面積の約42%を占めている。

また、これら人工林の総蓄積量は4,421万 m^3 に上る。立木ベースで93万 m^3 の年間成長量に対し、年間伐採量は約27万 m^3 にとどまっており、資源量として増加し続けている。このことから、本県農林水産業の中でも活用可能な資源が豊富にある産業であり、木材等の利活用を増加させ、生産、流通体制の整備を進めることによる成長可能性の高い産業である。

その他の本県の林業の状況は、主に次のとおりである。

- ・平成30年の素材生産量は505千 m^3 で、そのうち針葉樹が481千 m^3 と95%

を占めており、針葉樹の96%をスギが占めている。

- ・ 民有林の主伐後の再造林率（主伐に対する再造林面積の割合）は、平成25年度の15%から令和元年度は64%まで上昇している。
- ・ 間伐などの森林整備を推進するうえで基盤となる民有林の林内路網密度は、令和元年度17.1m/haと全国平均（平成30年度）の25.1m/haを大きく下回っている。
- ・ 生産効率を向上させるうえで不可欠な「高性能林業機械」の所有状況については、平成21年度末の30台から平成30年度末には154台（リース・レンタルを含む。）まで大きく増加しているが、全国平均の206台と比較して低位な状況となっている。
- ・ 特用林産物であるきのこ類の生産量は、9,337tで全国9位（令和元年）、産出額では約50億円（平成30年）となっており、林業産出額約126億円に占める割合は約40%で木材生産による産出額約30億円を上回っている。

本県では、平成28年12月に「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」（通称「やまがた森林(モリ)ノミクス推進条例」）を制定するなど、豊かな森林資源を「森のエネルギー」、「森の恵み」として県民総参加で活用し、活かしていく「やまがた森林(モリ)ノミクス」により林業の振興や雇用の創出を図り、地域活性化を推進している。平成28年4月には、東北の専修学校では初となる林業経営学科を県立農林大学校に設置したほか、「青年林業士」制度の創設、「フォレストリーダー」の養成研修会や「森林施業プランナー」のスキルアップ研修の開催など、人材育成に積極的に取り組んでいる。

さらに、近年、新庄市の大型集成材工場をはじめ、県内各地で木質バイオマス発電施設が稼働するなど、県産木材の需要が増大しており、主伐・再造林の取り組みの強化と、県産木材の安定供給体制の構築が重要な課題となっている。

また、山菜やきのこ等の特用林産物については、生産基盤の整備や消費者や流通促進、情報発信など、総合的な取り組みを進めていく必要がある。

「やまがた森林(モリ)ノミクス」の取り組みを発展、加速していくため、林業事業者の経営力の向上や高度で専門的な人材の育成、スマート林業の推進等により、収益性の高い林業を展開するとともに、実需者のニーズに応じた製品の安定的な供給体制の構築や、県産木材の付加価値向上、公共・民間施設の木造化・木質化や身近な日用品の木製品への転換、都市との交流を通じたPR等による県産木材や特用林産物の需要開拓などの投資に係る地域経済牽引事業の創出を促進する。

③ 【地域の特性】するめいか、庄内北前ガニ、ニジサクラ等をはじめとする本県水産物

【活用戦略】水産分野

本県の海面漁業は、日本海に面した2市1町にまたがる庄内浜において営まれている。冬期間北西の季節風にさらされる地域であるため、養殖漁業は発展せず、従来からイカ釣りなどの沖合漁業や沿岸漁業を中心に行われてきており、漁業生産額は多くはないが、豊かな自然環境を生かした多様な水産物が特長となっている。また、漁業者の生活様式や食生活は、浜文化としてこの地域特有

の文化を形成し、本県の文化の特色となっている。

本県の令和元年における漁業生産額は25億円であり、このうちするめいかが約10億円で全体の42%を占め、次いでたい類、たらの順でともに約4億円となっている（漁協統計）。するめいかの水揚げには生いかと船凍いかがあり、本県では特に船凍いかの水揚げが多く、酒田港は日本海側にある7つの船凍いかの水揚げ港の一つとされている。この酒田港の船凍いかは石川県の小木港に次いで約7億円の生産額となっており、本県いか全体の生産額の4分の3を占める特産の漁獲物となっている。

一方で、いかの漁獲量に本県水産業全体が左右されないように、新たな水産資源の高付加価値化を通じた水産業全体の底上げを行うため、近年、海水温の上昇により近年漁獲が増えてきたサワラについて、船上活締め・神経抜きを用いた高鮮度保持により「庄内おぼこサワラ」としてブランド化に成功し、豊洲市場において平成30年には平均2,040円/kg（サワラの全国平均647円/kg）と高価格で取引されるようになった。令和元年度には庄内浜産ズワイガニのうち、厳しい基準をクリアしたものを「庄内北前ガニ」としてブランド化したほか、本県がニジマスとサクラマス掛け合わせバイオ技術で育てた「ニジサクラ」のお披露目を行うなど、高付加価値化のための技術開発やブランド魚種の創出の取組みが積極的に行われている。

内水面漁業では、近年、河川環境の変化、外来魚やカワウなど漁業障害生物による食害、内水面漁協の厳しい経営状況による放流数の減少などにより、内水面の水産資源は減少傾向にあり、漁獲量・生産額ともに減少している（令和元年の漁獲量は90t、生産額は1.8億円）が、県を縦断する最上川や庄内地方の赤川、月光川などの河川や、大鳥池や月山湖をはじめとする湖沼など、豊かな自然溢れる漁場において漁業及び遊漁が行われており、アユやサクラマスを求めて県外からの遊漁者も多く、本県の魅力の一つとなっている。特にアユは、県栽培漁業センターで生産された稚魚が、各内水面漁協を通して、県内各河川に放流されている。同センターは、天然の親魚から採卵を行い、水温・塩分環境などをより自然に近づけて行う、全国でも高度な技術を有し、天然に匹敵する良質な稚魚を生産しており、県外からも引き合いがあるほか、この天然に近いアユを目当てに県外からも遊漁者が来訪している。遊漁も含め、質の高い内水面漁業の取組みが行われている。

また、漁業者の減少も大きな課題となっていることから、就業前の準備から就業初期の漁獲当が不安定な時期まで、各段階に応じた支援に加え、新たに「お試し漁業・漁村体験」の実施などによる新たな漁業就業者の掘り起こしも行っていく。

本県の水産業の成長産業化に向けて、多様性という本県の水産物の特長を生かした他産地との差別化につながるブランド化や、県産水産物の付加価値向上、新規漁業就業者の確保、若い世代をはじめとする幅広い世代への魚食文化の普及、良質な水産物の安定供給など、水産業のさらなる振興に向けた取組みを推進していくため、観光分野との連携や生産性を向上させる投資や加工による高付加価値化、高鮮度で良質な水産物の流通のための投資などに係る地域経済牽

引事業の創出を促進する。

④ 【地域の特性】果樹、米、畜産物等の県産農林水産物

【活用戦略】6次産業化

本県の豊かな農林水産資源を活用した6次産業化の取組みは、農林漁業者や食品製造業者等をはじめとする多様な主体それぞれの創意工夫と相互の連携により、魅力ある商品開発やサービスの提供につながり、県産農林水産物の利用拡大と付加価値の向上を通して本県食産業の発展に大きく寄与している。平成30年工業統計（従業員数4人以上の事業所）によると、県内の食品製造業等の製造品出荷額等は3,735億円となっており、県内の製造品出荷額等全体に占める割合13.0%は、電子部品・デバイス等製造業、情報通信機器製造業に次ぐ規模で、本県の主要な産業分野となっている。そのような中、県内食品製造業等における農林水産物の使用割合は年々増加しており、令和元年には40.7%となっている。

一方、農林漁業者の高齢化と減少、人口減少による国内消費市場の縮小、国際的な経済連携の推進による輸入農林水産物との競争激化などに加え、新型コロナウイルス感染拡大による流通・販売への影響が懸念されており、新型コロナウイルス感染拡大後の流通実態調査を行いながら、eコマースやオンライン商談会の開催による対策を進めていく。今後、農林水産業を取り巻く環境はさらに厳しさを増すことが想定されることから、本県農林水産業の持続的な発展のため、他分野・他産業との連携を強め、生産から加工、流通、販売を通じて価値を高める6次産業化の役割がますます重要となっている。

また、本県は、全国有数の日本酒の産地であり、酒造に適した米の育種と生産、個性豊かな酒蔵による醸造をもとに、世界に誇るべき高品質の日本酒が生み出されている。また、さらに県産ぶどうを使用したワイン醸造の水準も高く、県内各地に新たなワイナリー設立の動きがあり、ワインツーリズム等の取組みの広がりが期待される。酒蔵やワイナリーは、国内外の観光客への訴求力のある有望な観光資源であり、農家レストランも含めた農観連携による関係人口の拡大に向けた取組みは、本県農林水産物の生産や付加価値の増加にもつながる重要なものである。

農林水産業を起点とする付加価値の創出、農林漁業者の所得向上や地域全体の所得・付加価値の向上、地域内の働く場の創出を図るため、販売チャネルの多角化による需要開拓・販路拡大、他分野・他産業との連携の拡大、県産農林水産物を起点とした食産業の振興、6次産業化による多彩なアグリビジネスの振興など、本県農林水産物を活用した6次産業化のための投資に係る地域経済牽引事業の創出を促進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして、農林水産分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 地方税の課税免除制度の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の地方税について、課税免除に関する条例を制定する。

このうち、不動産取得税の課税免除に関する条例については、平成 29 年 10 月 13 日に公布、施行されている。

② 地方創生施策関係

令和 2 年度以降の地方創生推進交付金を活用し、農林水産分野等において、下記事業を始めとした設備投資の支援等による事業環境の整備や販路開拓の強化等を検討する。

- ・ 果樹、米、畜産物等の県産農林水産物を活用した 6 次産業化において、ぶどうの生産とそれを使ったワインの醸造、販売、飲食提供等に取り組み、純県産ワインを目玉にした販路拡大と県内外からの観光誘客による地域活性化を図る取組み。
- ・ 豊富な森林資源（木材、特用林産物）を活用した林業分野及び果樹、米、畜産物等の県産農林水産物を活用した 6 次産業化において、特産のきのこ類の生産強化と飲食提供のための施設の整備等により、付加価値の向上と観光誘客による地域活性化を図る取組み。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 山形県農業総合研究センター等有する試験研究成果、技術情報の情報提供

公設試験研究機関が保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネットで公開する。

② 地域情報

本県では、人口や交通等の社会基盤、各種経済指標等の統計調査結果をホームページ上で公開しており、これを事業者がデータとして活用できるよう周知を図る。

③ 個人情報保護

上記①、②を進めるにあたっては、山形県個人情報保護条例に基づき、個人情報が保護されるよう適切な管理を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

山形県農林水産部農政企画課において、事業者の抱える課題解決のための相談を受け付ける。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、事案の性質に応じ、必要

な場合は知事や関係市町村にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっては、規制事項の解決をはじめとして市町村と県の双方に関わる事項が存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、企業のニーズにきめ細かく対応する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和3年度 (初年度)	令和4年度から 令和6年度	令和7年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税の 減免措置の創設	運用	運用	運用
②地方創生推進交 付金の活用	新規事業の検討及び 運用	新規事業の検討及び 運用	新規事業の検討及び 運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①農業総合研究セ ンター等による 情報提供	運用	運用	運用
②地域情報の提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談受付	開始	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、山形県が設置する農業総合研究センター（本所、園芸農業研究所、水田農業研究所、畜産研究所、養豚研究所）、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センターや、公益財団法人やまがた農業支援センター、高等教育機関である山形大学、地域の金融機関などの地域に存在する支援機関が緊密な連携により支援を行う必要がある。

また、令和5年4月の開学を予定している東北農林専門職大学（仮称）では高度な人材の育成や、教育・研究を通じた地域経済牽引事業の促進が期待される。

このため、本県では、これらの支援機関による連携支援計画の作成に向け、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 山形県農業総合研究センター（本所、園芸農業研究所、水田農業研究所、畜産研究所、養豚研究所）、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター

本県の基盤産業である農林水産業が将来にわたって持続的に発展していくため、農林水産業に係る研究開発の基本方向を定めた「山形県農林水産研究開発方針」に基づき、以下の5つの方向性に沿って研究開発を進めることとしている。

- ・ 山形ブランドを形成するオリジナル品種等の開発
- ・ 農林水産業構造の変化に対応した農林漁業者の経営を支える技術開発
- ・ 6次産業化等を推進する農林水産物の高付加価値化技術の開発
- ・ 環境変化及び循環型社会に対応した技術の開発
- ・ 魅力ある農林水産業を実現する先端的・先導的技術の開発

農業総合研究センター本所をはじめ、県内各地の研究所において、生産現場が直面する課題を速やかに解決できるよう研究開発に取り組むとともに、農林漁業者に対する技術的な支援を行う。

② 東北農林専門職大学（仮称）

将来の山形、東北、日本の農林業を牽引する高度な人材育成を行うため、専門性が高く、かつ実践的な教育を行う機関である専門職大学を令和5年4月の開学に向けた準備を進めている。

専門職大学では農林業の生産や経営等に係る理論、実践を通じた技術、経営発展に資する分野に加え、発酵・醸造、建築、観光等、新たな経営発展に資する関係分野を学ぶことができ、高度な農林業経営者等を養成するとともに、農林業に係る教育・研究を通して地域の発展を推進していく。

③ 食品加工支援ラボ

本県の高品質で豊富な農産物の6次産業化による付加価値向上を図り、「食産業王国やまがた」を実現するため、食品加工に関する試作及び研修機能を持つインキュベーション施設として、食品加工機器を設置した「食品加工支援ラボ」を農業総合研究センター内に整備し、平成30年度に稼働した。同センター職員等で構成する「食品加工支援チーム」による支援に加え、同施設の活用により、農業者による6次産業化の支援をさらに推進していく。

④ 公益財団法人やまがた農業支援センター

「山形6次産業化サポートセンター」を運営し、農業を起点とした6次産業化の取組みを一元的・総合的に支援するとともに、農産物・農産加工品の販路拡大や農業・農村資源を活用した新事業の創出の支援を行う。

⑤ おいしい魚加工支援ラボ

少量多品目である庄内浜産水産物について他産地との差別化を図るためには、鮮度保持技術の向上等によるブランド化が不可欠であり、科学的根拠に基づいて付加価値を向上させるため、水産研究所内に「おいしい魚加工支援ラボ」を整備し、平成

30 年度に稼働した。高鮮度保持、急速冷凍技術の開発とそれらの応用を含めた輸送開発をこの施設を拠点として漁業者・漁協等と連携し、推進していく。

⑥ その他

関係する高等教育機関、金融機関その他の支援機関とも調整し、支援内容の充実を図る。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

本区域には、数多くの秀麗な山々や県土を縦貫する最上川、雄大な日本海など、豊かな緑や清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれている。本基本計画の推進にあたっては、第3次山形県環境計画に基づき、山形県環境基本条例の目指す「持続的な発展が可能な豊かで美しい山形県の構築」の実現に向けて、資源・エネルギーの利用の効率化及び循環の促進など環境の保全に十分に配慮しながら、地域社会や住民生活との調和共存を図っていくことが重要である。

このため、当該区域においては、各種関係法令等に基づき、適切な規制・指導等を行うとともに、具体的な事業の実施に際して課題が生じうる事項への対策については住民の理解を得るための各種取組みに意を用い、地域の安全と平穏の確保に努める。また、国や県、市町が定める各種計画等との調和の保持に十分に配慮する。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）、山形県自然環境保全条例に規定する山形県里山環境保全地域、環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等の環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、これら多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。国立公園・国定公園を含む地域経済牽引事業計画を承認する際は、地方環境事務所（または県自然環境保全部局）と調整を図るものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

地域における自主的な防犯活動の促進とともに、防犯に配慮した環境づくりが重要

であることから、県では、平成19年に施行された「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」に基づく「第3次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」の推進により、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備の取組みを行う。

ア 犯罪の防止等と安全の確保に配慮した道路等の維持管理

a 防犯の指針を踏まえた道路等の施設の管理維持

- ・ 通学路の安全性を確保するため、道路等の施設を適切に維持管理するほか、安全点検等を含め定期的なパトロールを実施する。

b 防犯設備等の整備・改善の促進

- ・ 市町村や関係団体に対して、研修会や防犯出前講座等を活用し、防犯指針を踏まえ、道路・公園・空き地の見通しや照度の確保、地下道・空き家等の危険箇所の適切な管理、必要な箇所への防犯ベル・赤色灯、女性・子どもの安全に配慮した郊外における暗がり対策として照明設備の設置など地域の安全点検の実施を働きかけ、防犯設備等の整備・改善を促進する。

イ 犯罪の防止に配慮した住宅の普及

a 住宅防犯に関する情報提供

- ・ 研修会や街頭広報、相談窓口等において、住宅における防犯対策を積極的に紹介し、被害の未然防止を図る。

b 関係機関等と連携した防犯設備・機器の普及

- ・ 防犯設備に関する専門的な知識を有する防犯設備士や警備業者、住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者と連携し、防犯性能の高い設備・機材の普及に努める。

ウ 犯罪の防止に配慮した金融機関・商業施設等の防犯性の向上

a 防犯対策や体制の整備、従業員等への安全指導

- ・ 深夜営業のファーストフード店等、防犯体制の強化が求められる業種との連携を強化するとともに、防犯協議会等防犯ネットワークの加盟を促進し、防犯設備の整備・改善及び従業員等の安全指導を徹底して防犯対策の強化を図る。

b 犯罪発生情報の提供と防犯資機材の整備促進

- ・ 防犯体制の強化が求められる業種に、犯罪発生情報の提供や防犯資機材の紹介を行い、防犯意識の高揚と防犯資機材の整備促進を図る。

c 模擬強盗訓練による緊急時の適切な対応の習得

- ・ 防犯資機材の設置や管理状況等の指導を行うほか、模擬強盗訓練を実施し、従業員等の意識改善を行うとともに、緊急時の適切な対応の習得促進を図る。

d 大規模小売店舗の防犯対策への協力

- ・ 大規模小売店舗立地法に基づく届出があった場合、防犯設備の充実、施設管理の強化、緊急通報体制などについて協力を求めていく。

e 事業所等における犯罪を減少させる指針の普及

- ・ 犯罪を減少させ安全で安心な地域づくりを推進するため、事業所等における防犯性を向上させる構造、設備等に関する指針を踏まえ、防犯環境の醸成と防犯意識の啓発に努める。

(3) その他

「2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標」に記載したKPIの達成状況等の整理・分析を毎年行い、事業等の進捗状況や課題を明らかにした上で、経済的目標の達成に向けた事業の内容の見直し、改善を図る。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和7年度の末日までとする。